

令和3年6月2日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
社会保障審議会障害者部会
部会長 菊池 馨実 様

一般社団法人
全国肢体不自由児者父母の会連合会
副会長 石橋 吉章

第110回障害者部会における大濱委員の質問に対する回答

貴部会における障害者総合支援法施行3年後の見直しに向けてご尽力されていることに感謝申し上げます。

5月17日(月)に開催された第110回社会保障審議会障害者部会におけるヒアリングにおいて大濱委員から当会意見に対してのご質問に対して次のとおり回答申し上げます。

大濱委員の質問

「国が定めた訪問看護給付に関わる国庫負担基準の上限を撤廃し、市町村の居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の訪問系サービスを同一の支給量にしてはどうか」について

回答

1. 国が定めた訪問介護給付に関わる上限撤廃については、青天井になることが懸念されますが、必要なサービス等利用計画を建てる上で上限が足かせと報告があります。
2. 市町村の居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の訪問系サービスを同一の支給量にする点について以下に示します。

事例(自治体の一部から抜粋)

重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業の提出資料では、利用時間/月が必要。

- ・重度訪問介護で、A市:区分6 日中活動系サービス 310 時間/月 GH 155 時間/月
B市:区分6 居宅・GH 等サービス 262 時間/月
C 町:区分6 日中活動系サービス 192 時間/月 GH 28 時間/月
D 市:区分6 日中活動系サービス 216 時間/月 GH 100 時間/月
E 町:区分6 日中活動系サービス 114 時間/月 GH 18 時間/月

以上は、国の定めた国庫負担基準額を超過した市町村の人口規模に応じた財政支援制度「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」に基づき申請した資料から引用しました。

住んでいる地域で重度訪問介護、重度障害者等包括支援などで、支給時間(単位)が違う状況を、全国同一の基準(時間)とするよう求めているのが全肢連としての考えです。

よろしくお願い申し上げます。